

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会 (第7回)

2024年12月

日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部

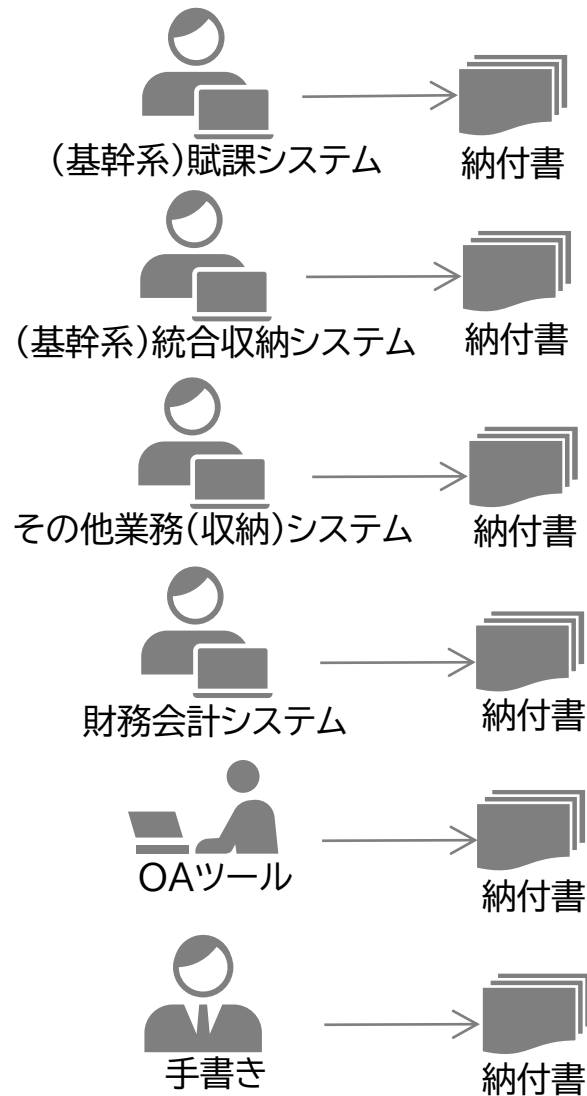
岩田

目次

1. 納付書印刷に関する整理(例)
2. 収納チャネルに関する整理(例)
3. 公金納付のデジタル化(ToBe)に関する主な要件(案)
4. 公金納付のデジタル化に係るシステム導入検討手順(案)
5. 公金納付のデジタル化に係る弊社財務会計システムの改修方針(案)
6. 公金納付のデジタル化に係る懸念事項

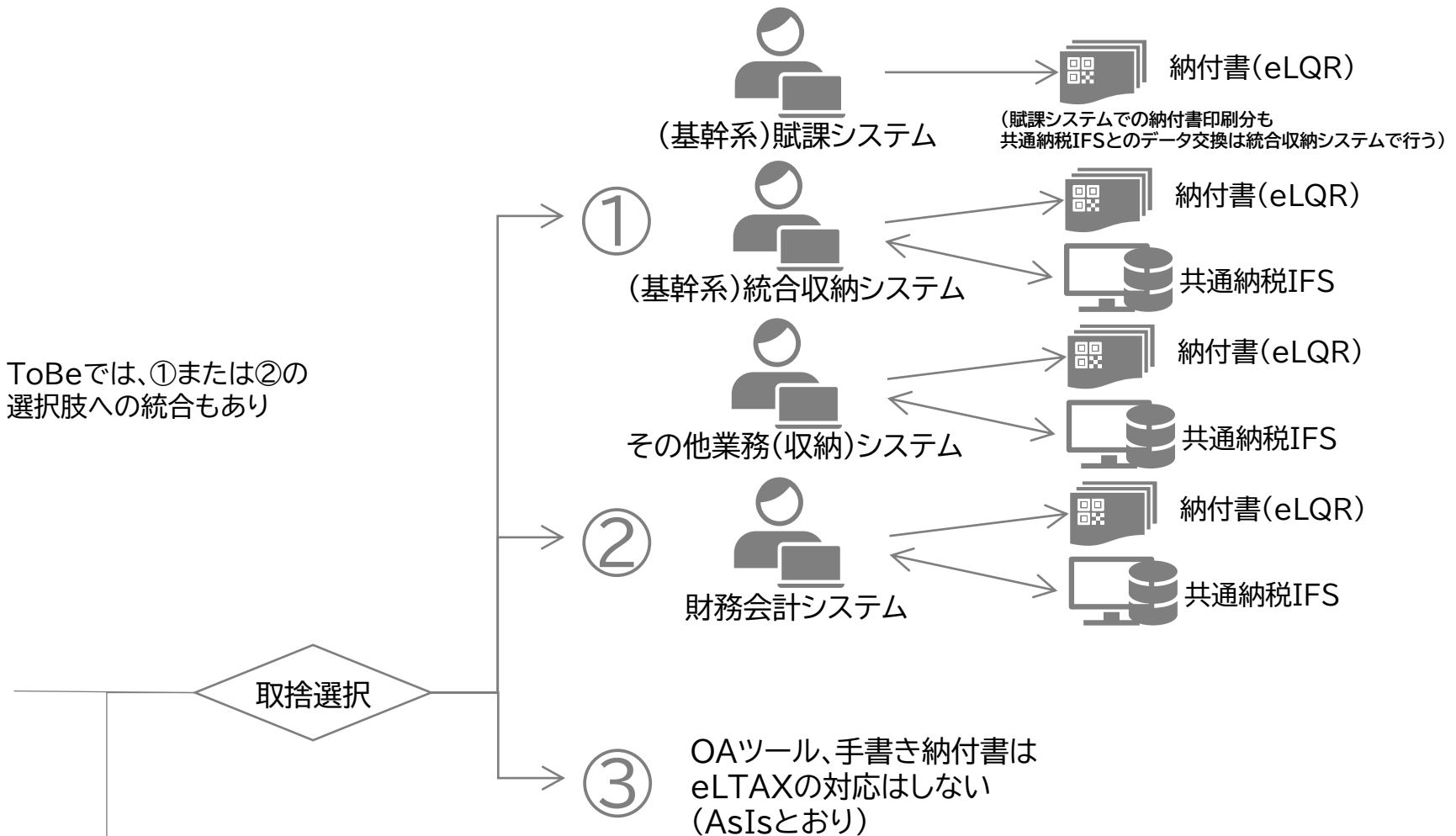
1. 納付書印刷に関する整理(例)

AsIs



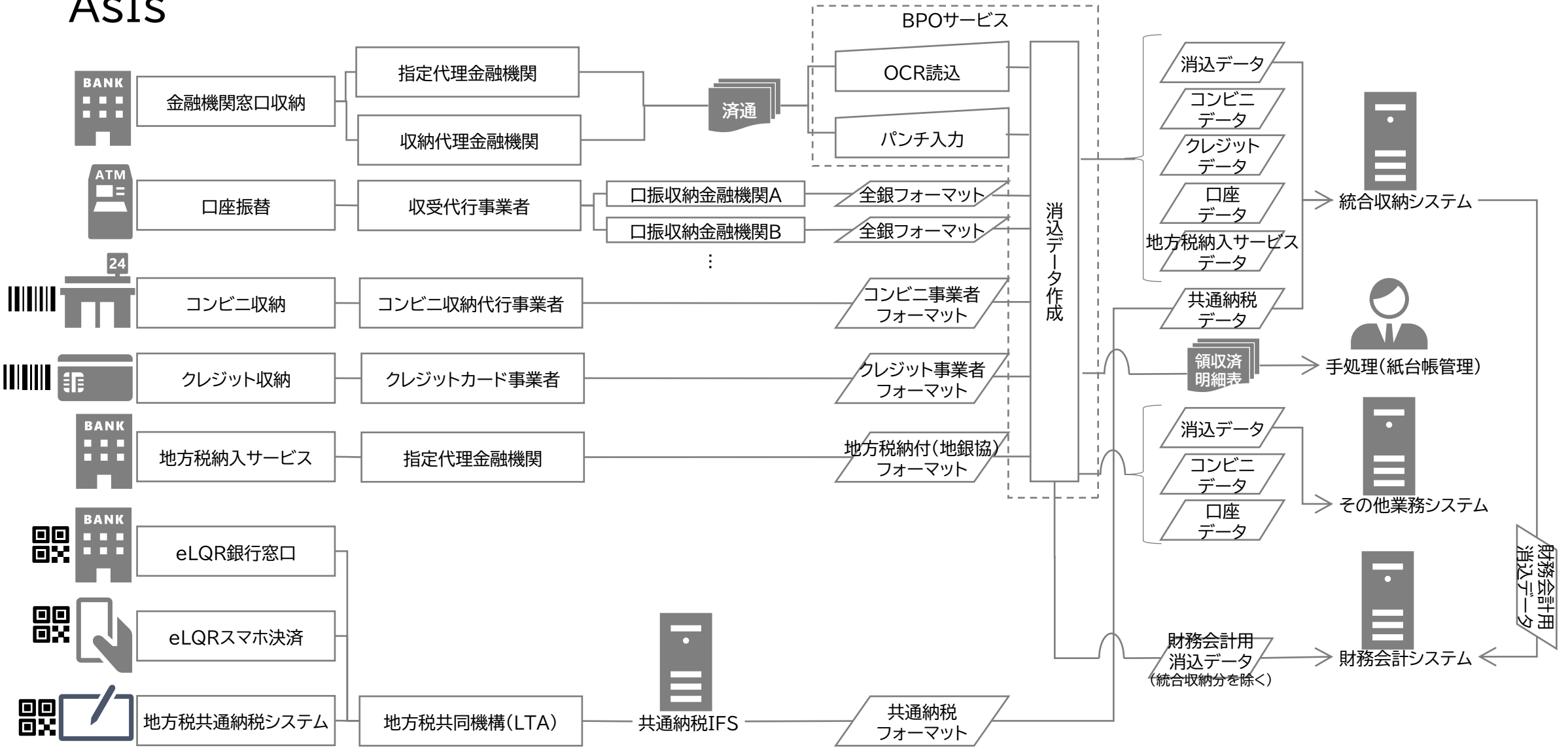
ToBeでは、①または②の
選択肢への統合もあり

ToBe



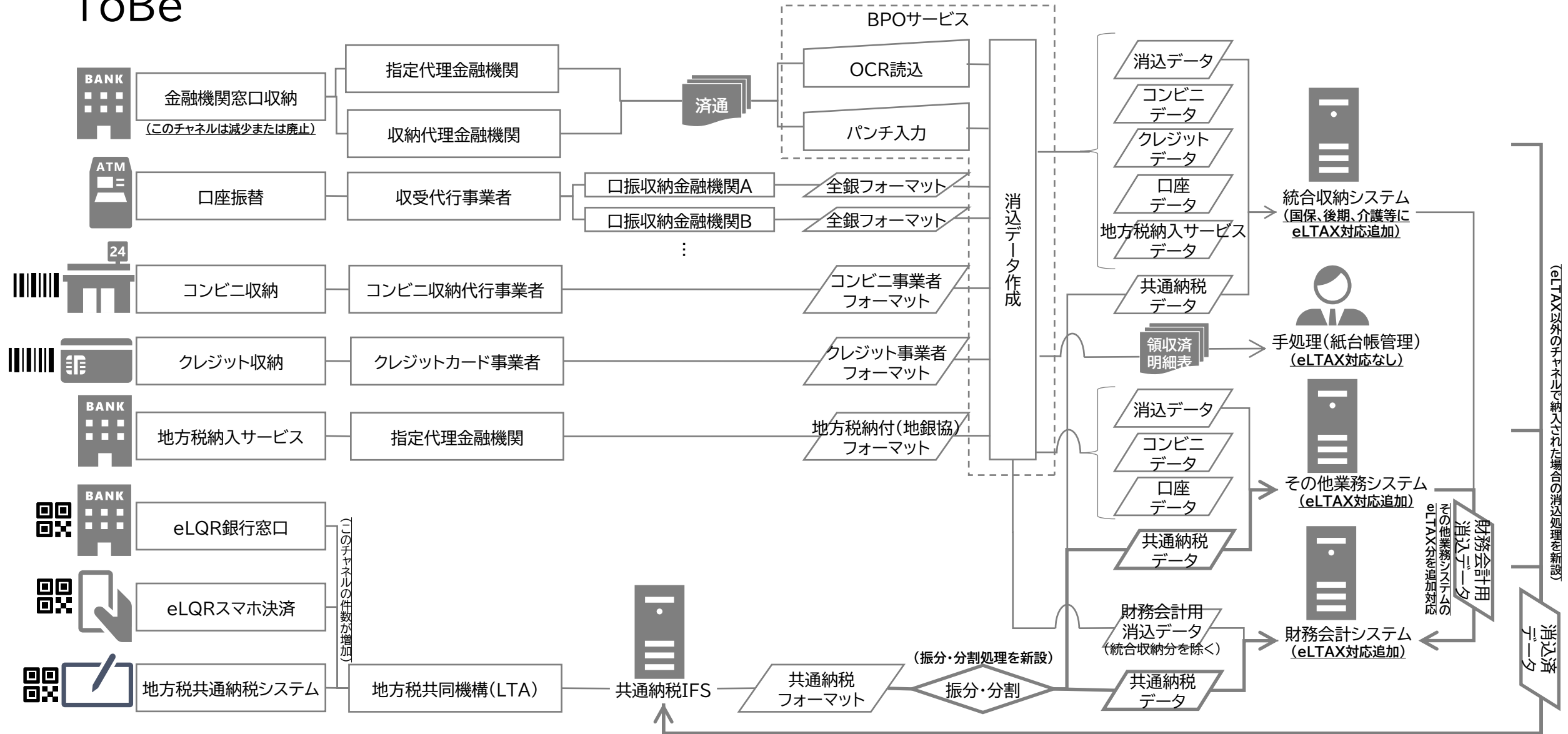
2. 収納チャネルに関する整理(例)

AsIs



2. 収納チャネルに関する整理(例)

ToBe



3. 公金納付のデジタル化(ToBe)に関する主要要件(案)

	要件	内容
1	税目・料金番号、案件特定キー、確認番号の設定	- 税目・料金番号:地方団体が収納する公金の種類を識別するための3桁の番号。 - 案件特定キー:地方団体が発付する納付書を一意に特定するための20桁のキー情報。 - 確認番号:地方団体が発付する納付書を一意に特定するための情報の一部で6桁の番号で、以下の例のような用途で使う。 → 「案件特定キー」のみで納付書を特定できるようにし、「確認番号」はパスワードのように扱う。 → 各種地方税や公金の各期別分の納付書については「案件特定キー」を同一とし、「確認番号」で期別分を見分けて納付書を特定する。 → 利用者ごとに「案件特定キー」を採番することとし、「確認番号」で個別の納付書を見分けて納付書を特定する。
2	納付書情報のアップロード	- 全件アップロード方式:納付書発付のタイミングで全件をアップロードする方式。 - 選択アップロード方式:利用者からの依頼後に都度アップロードする方式。 → 納付書情報ファイルは、地方団体が発付する納付書に対応する情報を「統一納付書マスタ」に登録するためのファイルで、納付書情報の登録、更新、削除を行う際に使用する。
3	納付情報の連携	- 納付情報管理ファイル:利用者が納付前に発行依頼を行った情報を通知するためのファイル。 → (選択アップロード方式の場合)利用者が納付書に記載された「eL番号」を入力して納付書情報を照会しようとした際に、システムにその情報がまだ登録されていない場合、利用者はシステムを通じて地方団体に対してその納付書情報を登録するよう依頼することになる。 → (選択アップロード方式の場合)納付書情報の登録依頼が行われた場合には、基幹システムから該当する納付書情報を抽出し、共通納税IFSにアップロードする。 → 納付額コード(延滞金等の内訳金額)は「納付情報管理ファイル」にのみ保持しているため、当該情報の取り込みが必要な地方団体は「納付情報管理ファイル」を取り込むことが必要。 - 納付情報ファイル:利用者が納付を行った情報を通知するためのファイル。 → 納付情報ファイル(納付日):利用者が納付を行った日(納付日)の翌日に通知。 → 納付情報ファイル(入金日):入金日当日(入金日は納付日から2日後または3日後)に通知。
4	納付書情報の更新	ステータス管理:納付可否のステータス管理や延滞金の追加などの更新が可能。
5	各種収納チャネルへの対応	- MPN収納:オンライン方式、情報リンク方式、ダイレクト方式に対応。 - クレジットカード納付:クレジットカードによる納付に対応。 - 金融機関窓口での納付:QRコード読取による納付に対応。 - ペイアプリ等での納付:スマホ決済アプリによる納付に対応。
6	共通納税機関コードの設定	コードの取得と管理:地方団体ごとに最大3つまでの共通納税機関コードを取得し、管理。
7	システム連携	基幹システム等との連携:共通納税IFS(旧審査システム)と基幹システム等を連携し、納付書情報のアップロードや納付情報のダウンロードを行う
8	運用管理	- 過誤納防止:多重納付防止のための制御。 - システム負荷の分散:大量のアップロードが見込まれる場合の負荷分散対策。 - ステータス確認:納付状況のリアルタイム確認。 - 定期削除:納付書情報や納付情報ファイルの定期削除。

4. 公金納付のデジタル化に係るシステム導入検討手順(案)

	作業項目	作業内容	備考
1	AsIsフローの整理(棚卸し)	各々の税目・料金番号に関して、税、公債権、私債権の発生から納付書作成、収納、会計に関するフロー、関係システム・BPO等を棚卸しする。	各々の税目・料金番号に関して、前払式支払手段の制約を受ける公金とそうでないものの仕分けもあわせて行う。
2	税目・料金番号の用途の整理	- 税目・料金番号「215分担金」「216負担金」「217使用料」「218手数料」「219その他」の使用の有無、使用方法について検討する。 - 税目・料金番号「251～260」の使用の有無、使用方法について検討する。	例えば217で複数の使用料を扱う場合は、「案件特定キー20桁(納付書を特定するキー情報)」で区別できるようにし、「確認番号6桁(納付書に記載して利用者へ通知した確認番号)」の採番単位、採番ルールもあわせて検討する。
3	入金口座の検討	入金口座について、「①地方税、②普通会計の地方税以外の公金、③上下水道」とするなど、3つの「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」の内訳を検討する。	
4	案件特定キーの検討	「案件特定キー20桁(納付書を特定するキー情報)」の採番単位、採番ルールを検討する。	とくに、税目・料金番号「215～219」および「251～260」についての採番単位、採番ルールの検討は重要。
5	確認番号の検討	「確認番号6桁(納付書に記載して利用者へ通知した確認番号)」の採番単位、採番ルールを検討する。	
6	ToBeフローの検討(納付書)	各々の税目・料金番号に関して、納付書印刷、納付書情報登録ファイル作成・登録に関するフロー、関係システム・BPO等を整理する。	

4. 公金納付のデジタル化に係るシステム導入検討手順(案)

	作業項目	作業内容	備考
7	集合納付の検討	「集合納付」に関する「案件特定キー20桁(納付書を特定するキー情報)」、「確認番号6桁(納付書に記載して利用者へ通知した確認番号)」の採番単位、採番ルールと、同情報からの分割方法・運用・システムを検討する。	「集合納付」では前払式支払手段の制約を受ける公金とそうでないものを集合させないように集合方法・運用・システムを検討する。 - システムでの制御する場合、「211自動車保管場所証明申請手数料」「212自動車保管場所標章交付手数料」「213自動車保管場所証明申請手数料(OSS)」「214自動車保管場所標章交付手数料(OSS)」「222(宅建業電子申請システムで扱う手数料)」「295・296たばこ税(eLTAX電子納税)」「297ゴルフ場利用税(eLTAX電子納税)」「298入湯税(eLTAX電子納税)」「299宿泊税(eLTAX電子納税)」がMPNに既存するなど、200番台の一部は税に付番済みのため、システム制御を税目・料金番号の「範囲」では行わないように注意が必要。
8	納付書変更の検討	納付書レイアウトを(変更)の検討を行う。	- 納付書レイアウトでは、スマートフォンのカメラ等にQRコードとコンビニバーコードが映り込まないように、できるだけ離れた場所に印字する等の考慮も必要。 - 納付書印刷で既存の納付書に独自のQRコードを印刷している場合、窓口で回収されない券面部分(領収証書片)について、独自のQRコードの上部に「〇〇用」等の記載を行うことや、印刷を取りやめる等の対策が必要。 - ゆうちょ銀行で受付可能な納付書を作成する場合や、MPN標準帳票またはMPN標準帳票準拠帳票を作成する場合には、「【ゆうちょ銀行】地方税統一QRコード納付書の作成基準」、「【MPN】地方税統一QRコードを利用する帳票について」、「【MPN】標準帳票ガイドライン」も考慮すること。 - MPN収納・金融機関窓口での納付、クレジットカード納付、ペイアプリ等での納付は、各々上限額が異なるため、上限額を超えた場合の納付書の運用や印刷システムでの制御なども検討しておく。

4. 公金納付のデジタル化に係るシステム導入検討手順(案)

	作業項目	作業内容	備考
9	納付書情報登録ファイルの検討	- 納付書情報登録ファイル(可変長CSV(UTF-8))作成に関する運用やシステム化を検討する。 - 納付書情報ファイルに「利用者向け確認用表示情報」を登録(活用)する場合は、日本語文字コード変換(各システム→CJK統合漢字 - JIS X 0213)についても検討する。 - 納付書発送と納付書情報登録ファイル登録との同期・突合が可能なように、運用やシステムを検討する - 延滞金が発生している納付書情報について、利用者が納付する際に合わせて納付させたい場合は、延滞金の金額を都度、追加・更新する。	- 納付書情報ファイルは1ファイルあたり約100万件という制限があるため、それを超過する場合はファイル分割する。 - 納付書情報ファイルのアップロード運用については、eLTAX側でアップロードのタイミングがスケジュールリングされる可能性もあることに留意する必要。 - 納付書情報ファイルのアップロードに関して、地方税お支払サイトでの納付やペイアプリ等での納付については即時反映されるが、金融機関窓口での納付については銀行から共通納税システムへの情報連携に1日～数日程度のタイムラグが生じることに留意する(納付書の発送タイミングを遅らせるなど)必要。 - 金融機関窓口では、「統一納付書マスタ」への照会を行わないため、仮に地方団体が「統一納付書マスタ」上でステータスの更新や延滞金の追加等を行っていても、納付手続には反映されないため留意が必要。
10	ToBeフローの検討(収納)	- 各々の税目・料金番号に関して、収納、会計に関するフロー、関係システム・BPO等を整理する。 - 収納チャネルごとに、収納消込に関するフローを整理する。	納付情報ファイル(納付日ベースと入金日ベースの2回提供される)について、「納付日」と「入金日」および「複数の入金口座」とで、収入日計処理などの会計突合をどのタイミングで行うのかなどを具体的に検討する。
11	機器、ネットワークの検討	ToBeがフロー整理できたら、共通納税インタフェースシステム(旧審査システム)と、整理した関係システムとの事務フローを考慮し、同システムの端末台数、ファイル交換手段、ネットワークを整理する。	- 納付情報ファイルは何回でも同じファイルを取得可能なため、二重消込防止などの技術的安全管理措置についても、あわせて検討する。 - 納付情報ファイルのファイル名称は、種別(28:管理ファイル、50:納付日ファイル、48:入金日ファイル)、ファイル作成対象年月日、ファイル通番のため、処理ミスが起きやすいことにも留意する必要。

4. 公金納付のデジタル化に係るシステム導入検討手順(案)

	作業項目	作業内容	備考
12	納付情報ファイル 取得・分割・消込 に関する検討	- 納付情報ファイルの取得、分割、消込に関する運用やシステムを検討する。 - 延滞金等の内訳金額(納付額コード)は「納付情報管理ファイル」にのみ保持しているため、当該情報の取り込みが必要な地方団体は「納付情報管理ファイル」を取り込むことを検討する。 → ただし、金融機関窓口での納付の場合には、「統一納付書マスタ」に登録した内訳金額が納付情報管理ファイルに反映されないことに注意する必要。	- 納付情報ファイルは入金口座ごとに1つのファイルが作られる(ダウンロードは何回でも可能)ので、 - 代表部署でファイルを分割して各業務・システムへ渡す - ファイルは分割せずに同じファイルを各業務・システムへ渡して、不要なものは各業務で除去・消去する といったいずれかの運用が考えられる。 - いずれの場合も、個人情報保護法上の目的外利用にならないように、建付けの整理を行う必要がある。
13	多重納付に関する 検討	- eL-QRやeL番号に基づく納付と、OCR番号やコンビニバーコード等に基づく納付は異なる決済基盤上で処理が行われるため、多重納付が発生するリスクがあり、還付処理の増加に関する検討を行う。 - eL-QRやeL番号に基づく納付とは異なるチャネルから収納して、仮消込となった際には、多重納付防止のために「統一納付書マスタ」上の納付書情報のステータスを「納付不可(仮消込)」に更新し、同じく、本消込となった際には「納付不可(納付済)」に更新することの検討を行う。	eL-QRやeL番号に基づく納付とは異なるチャネルから収納したということがわかるようにする必要。
14	個人情報ファイル 簿の整理など	納付書情報登録ファイル、納付情報ファイルに等に関して、関係する業務の個人情報ファイル簿の整備を行う。	納付書情報登録ファイル、納付情報ファイルに等を、マイナンバーと紐づけて管理する場合は、特定個人情報保護評価に関しても再評価を行う。

5. 公金納付のデジタル化に係る弊社財務会計システムの改修方針(案)

「地方税共通納税システム 地方税以外の公金収納に関する見積参考資料(令和6年7月版)」に記載の対応事項に応じて、以下の改修を行う想定です。

	システム改修要件	改修対象	改修内容
1	eLTAXへアップロードする納付書情報の生成	納付書情報の出力	- eLTAXで納付を行うために、発行した納付書・返納通知書について連携フォーマットでの出力機能を提供する。 - 納付書の修正、再発行、消込情報についても同機能で対応する。
2	eL-QR付き納付書の発行	納付書・返納通知書	- 指定されたeL-QRを利用しての納付が可能となるように、必要情報が印字された納付書・返納通知書が出力されるようにシステム改修する。 - 納付書・返納通知書に関してはMPNに準拠したフォーマットでの提供を想定する。
3	eL-QR付き納付書の発行対象科目の管理	税目・料金番号変換保守	eLTAXにて納付可能とする公金が限定されているため、eL-QR印字有無を科目別に制御する保守機能を提供する。
4	eL-QR付き納付書の発行対象科目のマスタ複写機能の追加	翌年度執行準備	QRコードの印字有無を決める科目情報を翌年度に複写する機能を提供する。
5	eLTAXの消込情報(納付情報ファイル)の取込み	納付情報取込	eLTAXにて納付された・入金された情報を取り込む機能を提供する。
6	収入消込・一括収入消込の改修	収入消込・一括収入消込	eLTAXから連携された消込情報を財務会計システム上で個別で取消等ができないようにチェックを追加する。
7	「機構共通口座」から振り込まれた入金情報の確認	システム対象外	—
8	eLTAXへ「消込済」ステータス情報を更新するための納付書情報の生成	納付書情報の出力	他の収納チャネルで消込済みとなった納付書について、eLTAXで納付できないようにするために消込情報の出力機能を提供する。

6. 公金納付のデジタル化に係る懸念事項

	懸念事項	懸念内容
1	全件アップロード方式を採用していることは、eLTAX利用者側でも把握できますでしょうか。	全件アップロードでの運用を想定した場合においては、納付書情報の登録依頼がくることは想定していないので、そうしたイレギュラーパターンが発生しないようになっているかどうかの確認がとりたいです。
2	延滞金のデジタル化はどのように検討すればよいのでしょうか。	「金融機関窓口では、統一納付書マスタへの照会を行わないため、仮に地方団体が統一納付書マスタ上でステータスの更新や延滞金の追加等を行っていても、納付手続には反映されない」との制限から、納付書を分けるしかないと思いますが、その場合には「納付書情報の納付額の更新は想定していない。」という制限になり、結果的に延滞金の電子化は不可能ではないのでしょうか。
3	「統一納付書マスタ」上の納付書情報のステータスの更新については、仮消込だけでは運用に支障がでますでしょうか。 また、同じ情報を重複して更新しても、処理は続行できますでしょうか。	他の収納チャネルで「統一納付書マスタ」上の納付書情報のステータスを「納付不可(仮消込)」に更新し、本消込となった際に「納付不可(納付済)」に更新するとありますが、2回実施することの事務負担が大きいと思われます。 また、前回との差分や収納チャネルを正確に把握することが難しい場合があると想定されるため、仮消込を2回など、重複して更新しても処理は継続できるよう(差分上書き)にしていきたいです。
4	財務会計システム、社会保障系システム等のシステム改修費用に関する財政措置についてはいかがでしょうか。	「地方税共通納税システム 地方税以外の公金収納に関する 見積参考資料【概要】【各公金の担当課及び税務担当課向け】」に、eLTAXを活用した公金収納を行うために必要な財務会計システム等の改修費用について、財政措置を検討中とありますが、どのような状況でしょうか。

Appendix(税目・料金番号)

税目・ 料金番号	名称	略称名				備考
		全角4文字以内	全角5文字以内	半角8文字以内	半角10文字以内	
201	水道使用料	水道料	水道料金	ｽｲﾄﾞｳ	ｽｲﾄﾞｳﾘｻﾞ	
202	下水道使用料	下水道料	下水道料金	ｸﾞｽｲﾄﾞｳ	ｸﾞｽｲﾄﾞｳﾘｻﾞ	
203	水道使用料・下水道使用料	上下水道	上下水道料	ｼﾞｻﾞｸﾞｽｲ	ｼﾞｻﾞｸﾞｽｲ	
204	国民健康保険料	国保料	国民健康料	ｺｸﾘｻﾞ	ｺｸﾘｻﾞ	
205	介護保険料	介護保険	介護保険料	ｶｲｺﾞ ｵｸﾝ	ｶｲｺﾞ ｵｸﾝﾘｻﾞ	
206	後期高齢者医療保険料	後期高齢	後期高齢者	ｺｳｷｺｳﾚｲ	ｺｳｷｺｳﾚｲｻ	
207	道路占用料	道路占用	道路占用料	ﾄﾞｳﾛｾﾝｻﾞ	ﾄﾞｳﾛｾﾝｻﾞ	
208	行政財産目的外使用許可使用料	財産使用	財産使用料	ｻﾞ ｲｻﾝｼｻﾞ	ｻﾞ ｲｻﾝｼｻﾞ	
209	港湾占用料	港湾占用	港湾占用料	ｺｳﾜﾝｾﾝｻﾞ	ｺｳﾜﾝｾﾝｻﾞ	
210	河川占用料	河川占用	河川占用料	ｶｾﾝｾﾝｻﾞ	ｶｾﾝｾﾝｻﾞ	
215	土地賃貸料	土地賃貸	土地賃貸料	ﾄﾁﾝﾀｲ	ﾄﾁﾝﾀｲﾘｻﾞ	
216	保育所利用料	保育料	保育料	ﾎｲｸﾘｻﾞ	ﾎｲｸﾘｻﾞ	
217	認定こども園利用料	こども園	こども園料	ｺﾄﾞﾓﾇﾝ	ｺﾄﾞﾓﾇﾝﾘｻﾞ	
218	幼稚園利用料	幼稚園料	幼稚園料	ｻﾞﾁﾇﾝﾘｻﾞ	ｻﾞﾁﾇﾝﾘｻﾞ	
219	高校授業料	高校授業	高校授業料	ｺｳｺｳ	ｼﾞ ｺｳ ｺｳﾘｻﾞ	
220	学校給食費	学校給食	学校給食費	ｷｳｼｻﾞ	ｷｳｼｻﾞ	
221	放置違反金	放置違反	放置違反金	ﾎﾁｲﾊﾝｷﾝ	ﾎﾁｲﾊﾝｷﾝ	
223	住宅使用料	住宅使用	住宅使用料	ｼﾞ ｳﾀｸ	ｼﾞ ｳﾀｸｼｻﾞ	
224	寄附金	寄附金	寄附金	ｷﾌｷﾝ	ｷﾌｷﾝ	
225	特定公金(資金決済法の制約を受ける公金)	特定公金	特定公金	ﾄｹｲｻﾞ	ﾄｹｲ/ｺｳｷﾝ	
244	集合納付(公金用)	集合納付	集合納付	ｼｳｺﾞｳ	ｼｳｺﾞｳ	税と税以外が混在した納付書は作成不可 税と税以外が混在した納付書は作成不可
245	分割納付(公金用)	分割納付	分割納付	ﾌﾞﾝｶﾅﾅﾜ	ﾌﾞﾝｶﾅﾅﾜ	
246	分担金	分担金	分担金	ﾌﾞﾝﾀﾝｷﾝ	ﾌﾞﾝﾀﾝｷﾝ	
247	負担金	負担金	負担金	ﾌﾀﾝｷﾝ	ﾌﾀﾝｷﾝ	
248	使用料	使用料	使用料	ｼｻﾞ	ｼｻﾞ	
249	手数料	手数料	手数料	ﾃｽﾞﾘｻﾞ	ﾃｽﾞﾘｻﾞ	
250	その他公金	公金	公金	ｺｳｷﾝ	ｺｳｷﾝ	
251～260	公金1～公金10	公金1～10	公金1～10	ｺｳｷﾝ1～10	ｺｳｷﾝ1～10	

NEC

\Orchestrating a brighter world